

第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和6年7月8日

周南市長 藤井 律子



1 業務の概要

(1) 業務名称

第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託

(2) 業務の目的

周南市の次期地域福祉計画となる「第5次周南市地域福祉計画」等の策定及び策定に必要な業務

(3) 業務内容

第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内のほか周南市が指定する場所

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「アンケート等調査・分析」または「計画策定」に登録されていること。
- (3) これまでに地方公共団体における地域福祉計画策定業務又は類似する業務において、受託実績があること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定

に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

３ 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒７４５－８６５５ 山口県周南市岐山通１丁目１番地

周南市 福祉部 地域福祉課 福祉調整担当

電話 ０８３４－２２－８４６５

FAX ０８３４－２２－８３９６

E-mail fukushi@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/24/> （地域福祉課 HP）

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式１）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和６年７月８日（月）１２時から令和６年７月１２日（金）１７時までとする。（ただし、受信確認は９時から１７時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1)に示す場所とする。

エ 回答方法

令和６年７月１６日（火）１３時以降に、質問者名をふせて、周南市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は電子メール、持参とする。（いずれの場合も提出期限内必着）

※ファックスでの提出は受け付けない。

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く９時から１７時までとする。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

イ 提出期限

令和6年7月24日（水） 17時必着

ウ 提出場所

(1)に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和6年7月25日（木）に参加資格審査結果（様式5）を通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月9日（金）まで（受付時間帯は、休日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。（いずれの場合も提出期限内必着）

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

エ 提出部数

提出部数は12部（正本1部、副本11部）とする。

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「第5次周南市地域福祉計画等策定業務委託プロポーザル評価会」が行い、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価し、各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は有効に成立し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日

令和6年8月20日（火）（予定） ※正式な日時は別途通知する。

5 契約方法

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則

として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。